

第十三条(佐賀県立点字図書館設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

(指定管理者)

第三条 知事は、点字図書館の管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。
一 点字図書館の運営に関する業務
二 点字図書館の施設の利用に関する業務

三 点字図書館の施設の維持及び管理に関する業務
3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。

4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

(補則)

第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

改正前

(管理の委託)

第三条 知事は、点字図書館の管理を視覚障害者の福祉の増進を図ることを目的とする団体に委託することができる。

改正後

(指定管理者)

第三条 知事は、通勤寮の管理を法人その他の団体に行わせることができる。
2 前項の規定に基づき法人その他の団体

改正前

第十四条(佐賀県知的障害者通勤寮条例の一部改正)に係る新旧対照表

体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。
一 通勤寮の施設の利用に関する業務
二 通勤寮の施設の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。
4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

(利用料金)

第四条 金立寮及び九千部寮において知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。)第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援を受けた者は、管理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に利用料金を納入しなければならない。

2 前項の利用料金は、法第十五条の十一第二項第一号に規定する額及び特に要する費用として規則で定めるものの額の合計額を限度として、受託者が定める。
3 受託者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。

(利用料金)

第三条 金立寮及び九千部寮において知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。)第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援を受けた者は、次条の規定により管理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に利用料金を納入しなければならない。

2 前項の利用料金は、法第十五条の十一第二項第一号に規定する額及び特に要する費用として規則で定めるものの額の合計額を限度として、受託者が定める。
3 受託者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。

(管理の委託)

第四条 知事は、通勤寮の管理を知的障害者の福祉の増進を図ることを目的とする公共的団体に委託することができる。

(補則)
第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(補則)
第五条 この条例に定めるもののほか、通勤寮の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第十五条(佐賀県知的障害者通勤寮条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第四条 金立寮及び九千部寮において知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。)第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第四条 金立寮及び九千部寮において知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。)第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援を受けた者は、管理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に利用料金を納入しなければならない。</p>
<p>2 前項の利用料金は、法第十五条の十一第二項第一号に規定する額及び特に要する費用として規則で定めるものの額の合計額を限度として、指定管理者が定める。</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。</p>	<p>2 前項の利用料金は、法第十五条の十一第二項第一号に規定する額及び特に要する費用として規則で定めるものの額の合計額を限度として、受託者が定める。</p> <p>3 受託者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。</p>

第十六条(佐賀県総合福祉センター設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>第三条 略</p>	<p>(管理の委託)</p> <p>第三条 知事は、福祉センターの施設のうち身体障害者の福祉に係る施設の管理の一部を、身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする公共的団体に委託することができる。</p>
<p>第四条 略</p>	

第十七条 (佐賀県産業振興センター設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

(指定管理者)

第四条 知事は、センターの管理を法人その他の団体に行わせることができる。

改正後	改正前
<p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 センターの運営に関する業務</p> <p>二 センターの施設の利用に関する業務</p> <p>三 センターの施設の維持及び管理に関する業務</p> <p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。</p> <p>4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(管理の委託)</p> <p>第四条 知事は、センターの管理を県内物産の宣伝、紹介及びあつせんを行うことを目的とする公共的団体に委託することができる。</p> <p>(補則)</p> <p>第五条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>

第十八条(佐賀県地域産業支援センター条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(指定管理者)</p> <p>第六条 知事は、支援センターの管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げ</p>	<p>(管理の委託)</p> <p>第六条 知事は、支援センターの管理を公共的団体に委託することができる。</p>

る業務とする。

一 支援センターの運営に関する業務

二 支援センターの施設の利用に関する業務

三 支援センターの施設の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。

4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

(補則)

第七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(補則)

第七条 この条例に定めるもののほか、支援センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第19条 (佐賀県地域産業支援センター条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後				改 正 前								
別表 (第3条関係)				別表 (第3条関係)								
区分	使用料		納期	区分	使用料 (円)						納期	
	3時間まで	4時間以上			9時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで		
第1研修室	2,320円	1時間当たり775円に使用時間数を乗じて得た額の10円未満の端数を切り捨てた額	使用の際。ただし、使用許可時間を超過した分に係る使用料については、使用終了の際	第1研修室	全部使用	4,650	6,200	4,650	10,850	10,850	15,500	使用の際。ただし、使用許可時間を超過した分に係る使用料については、使用終了の際
第2研修室	2,120円	1時間当たり707円に使用時間数を乗じて得た額の10円未満の端数を切り捨てた額			1/2使用	2,320	3,100	2,320	5,420	5,420	7,740	
研究開発室	1平方メートルにつき1月当たり900円			研究開発室	1平方メートルにつき1月900						7,070	
注				注								
1 研修室を使用する場合において、使用許可時間を超過して使用したときは、1時間当たりの金額に超過した時間数を乗じて得た額を徴収し、また、冷暖房設備を使用するときは、それぞれの施設の欄に掲げる額に10分の3を乗じて得た額を加えた額を徴収する。この場合において、当該超過した時間に1時間に満たない端数があるときは、30分に満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とし、算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。				1 研修室を使用する場合において、使用単位の時間を超過して使用したときは、当該使用単位の使用料の額を当該使用単位の時間数で除して得た額に超過した時間数を乗じて得た額を徴収し、また、冷暖房設備を使用するときは、それぞれの施設の欄に掲げる額に10分の3を乗じて得た額を加えた額を徴収する。この場合において、当該超過した時間に1時間に満たない端数があるときは、30分に満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とし、算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。								
2 研究開発室を使用する場合において、月の途中で使用を開始又は終了したときは、その月の使用料は日割計算による。				2 研究開発室を使用する場合において、月の途中で使用を開始又は終了したときは、その月の使用料は日割計算による。								

第二十条(佐賀県射撃研修センター設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第六条 (指定管理者) 知事は、センターの管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 センターの運営に関する業務</p> <p>二 センターの利用に関する業務</p> <p>三 センターの維持及び管理に関する業務</p> <p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。</p> <p>4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</p> <p>(補則) 第七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第六条 (管理の委託) 知事は、地方公共団体又は公共的団体に対し、センターの管理を委託することができる。</p> <p>(補則) 第七条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>

第21条(佐賀県射撃研修センター設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前																										
<p>別表(第4条関係) 散弾銃射撃場使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使用料(円)</th> <th>納 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">占用使用以外の使用</td> <td>イ 県内に住所を有する者にあつては、1人1日につき 1,000</td> <td rowspan="2">使用の際</td> </tr> <tr> <td>ロ イに掲げる者以外の者にあつては、1人1日につき 1,580</td> </tr> <tr> <td>占用使用</td> <td>午前9時から午前5時まで 30,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>標的放出機の使用</td> <td>標的1枚につき 44</td> <td>使用終了の際</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 占用使用とは、施設を使用しようとする者が許可を受けて各種競技大会、講習会等のために散弾銃射撃場の施設の1面を独占して使用する場合をいう。</p> <p>2 1日とは、開場時から閉場時までをいう。</p>	区 分	使用料(円)	納 期	占用使用以外の使用	イ 県内に住所を有する者にあつては、1人1日につき 1,000	使用の際	ロ イに掲げる者以外の者にあつては、1人1日につき 1,580	占用使用	午前9時から午前5時まで 30,000		標的放出機の使用	標的1枚につき 44	使用終了の際	<p>別表(第4条関係) 散弾銃射撃場使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使用料(円)</th> <th>納 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">占用使用以外の使用</td> <td>イ 県内に住所を有する者にあつては、1人1日につき 1,000</td> <td rowspan="2">使用の際</td> </tr> <tr> <td>ロ イに掲げる者以外の者にあつては、1人1日につき 1,580</td> </tr> <tr> <td>占 用 使 用</td> <td>1日につき 30,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>標的放出機の使用</td> <td>標的1枚につき 44</td> <td>使用終了の際</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 占用使用とは、施設を使用しようとする者が許可を受けて各種競技大会、講習会等のために散弾銃射撃場の施設の1面を独占して使用する場合をいう。</p> <p>2 1日とは、午前9時から午後5時までをいう。</p>	区 分	使用料(円)	納 期	占用使用以外の使用	イ 県内に住所を有する者にあつては、1人1日につき 1,000	使用の際	ロ イに掲げる者以外の者にあつては、1人1日につき 1,580	占 用 使 用	1日につき 30,000		標的放出機の使用	標的1枚につき 44	使用終了の際
区 分	使用料(円)	納 期																									
占用使用以外の使用	イ 県内に住所を有する者にあつては、1人1日につき 1,000	使用の際																									
	ロ イに掲げる者以外の者にあつては、1人1日につき 1,580																										
占用使用	午前9時から午前5時まで 30,000																										
標的放出機の使用	標的1枚につき 44	使用終了の際																									
区 分	使用料(円)	納 期																									
占用使用以外の使用	イ 県内に住所を有する者にあつては、1人1日につき 1,000	使用の際																									
	ロ イに掲げる者以外の者にあつては、1人1日につき 1,580																										
占 用 使 用	1日につき 30,000																										
標的放出機の使用	標的1枚につき 44	使用終了の際																									

<p>第十九条 略</p> <p>第十八条 略</p>	<p>改正後</p>	<p>第二十二條(佐賀県立都市公園条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <p>(指定管理者)</p> <p>第十四條の二 知事は、吉野ヶ里歴史公園の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 吉野ヶ里歴史公園の施設の利用に関する業務(許可等を除く。)</p> <p>二 吉野ヶ里歴史公園の施設の維持及び管理に関する業務</p> <p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。</p> <p>4 指定管理者は、規則で定めるところにより、その管理の業務を行わなければならない。</p>	<p>改正前</p>
<p>第十九条 略</p> <p>第二十条 略</p>	<p>改正前</p>	<p>第二十二條(佐賀県漁港管理条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <p>(管理の委託)</p> <p>第十八條 知事は、甲種漁港施設の管理の一部を地方公共団体又は公共的団体に委託することができる。</p>	<p>改正前</p>

<p>第五條 知事は、緑化センターの管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p>	<p>改正後</p>	<p>第二十四條(佐賀県営住宅条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <p>(指定管理者)</p> <p>第六十五條 知事は、県営住宅等の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 県営住宅等の施設の利用に関する業務(許可等を除く。)</p> <p>二 県営住宅等の施設の維持及び管理に関する業務</p> <p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。</p> <p>4 指定管理者は、規則で定めるところにより、その管理の業務を行わなければならない。</p>	<p>改正前</p>
<p>第五條 知事は、緑化センターの管理を地方公共団体又は緑化の推進を図ることを目的とする公共的団体に委託することができる。</p>	<p>改正前</p>	<p>第二十五條(佐賀県緑化センター条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <p>(管理の委託)</p> <p>第五條 知事は、緑化センターの管理を地方公共団体又は緑化の推進を図ることを目的とする公共的団体に委託することができる。</p>	<p>改正前</p>

<p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 緑化センターの運営に関する業務</p> <p>二 緑化センターの施設の利用に関する業務</p> <p>三 緑化センターの施設の維持及び管理に関する業務</p> <p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。</p> <p>4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</p> <p>(補則) 第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(補則) 第六条 この条例に定めるもののほか、緑化センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>
<p>第二十六条(佐賀県緑化センター条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <p>改正後</p> <p>第三条(使用料等) 緑化センターの施設を利用する者は、別表に掲げる額の使用料を前納しなければならない。</p>	<p>改正前</p> <p>(使用の許可) 第三条 別表に掲げる緑化センターの施設を使用しようとする者は、別に定めるところにより、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料等) 第四条 前条の規定に基づく許可を受けて緑化センターの施設を使用する者は、別表に掲げる額の使用料を前納しなければならない。</p>
<p>第四条 略</p> <p>第五条 略</p>	<p>第五条 略</p> <p>第六条 略</p>
<p>第二十七条(佐賀県立二十一世紀県民の森設置条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <p>改正後</p> <p>(指定管理者) 第三条 知事は、県民の森の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 県民の森の運営に関する業務</p> <p>二 県民の森の施設の利用に関する業務</p> <p>三 県民の森の施設の維持及び管理に関する業務</p> <p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。</p> <p>4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</p> <p>(補則) 第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>改正前</p> <p>(管理の委託) 第三条 知事は、県民の森の管理を地方公共団体又はその設置の目的を効果的に達成するのに適する公共的団体に委託することができる。</p> <p>(補則) 第四条 この条例に定めるもののほか、県民の森の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>

<p>第二十八条(佐賀県ふれあいランド馬渡設置条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <p>改正後</p> <p>(指定管理者) 第三条 知事は、ふれあいランド馬渡の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 ふれあいランド馬渡の運営に関する業務</p> <p>二 ふれあいランド馬渡の施設の利用に関する業務</p> <p>三 ふれあいランド馬渡の施設の維持及び管理に関する業務</p> <p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手續は、規則で定める。</p> <p>4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</p> <p>(補則) 第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第二十九条(佐賀県港湾管理条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <p>改正前</p> <p>(指定管理者) 第三条 知事は、ふれあいランド馬渡の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>(管理の委託) 第三条 知事は、ふれあいランド馬渡の管理を地方公共団体又は公共的団体に委託することができる。</p>
<p>第二十九条(佐賀県港湾管理条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <p>改正後</p> <p>(使用の許可等) 第三条 別表第一に掲げる港湾施設及び港湾施設のうち港湾環境整備施設である緑地のうち知事が定める部分(以下「知事が定める緑地」という。)のう</p>	<p>第二十九条(佐賀県港湾管理条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <p>改正前</p> <p>(使用の許可等) 第三条 別表第一に掲げる港湾施設及び港湾施設のうち港湾環境整備施設である緑地のうち運動の用に供する部分として知事が定める部分(以下「運動</p>
<p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる業務</p> <p>二 知事が定める緑地の利用に関する業務</p> <p>一 知事が定める緑地の運営に関する業務</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>2 前項の利用料金は、知事が定める緑地の維持及び管理に必要な費用を、運動場の利用予定者数で除して得た額を限度として、受託者が定める。</p> <p>3 略</p> <p>(指定管理者) 第二十三条 知事は、知事が定める緑地の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p>	<p>ち運動の用に供する部分として知事が定める部分(以下「運動場」という。)を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けなければならぬ。許可を受けた者が使用の目的その他規則で定める事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用料金) 第十条 運動場を利用する者は、利用の際、管理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に利用料金を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金は、知事が定める緑地の維持及び管理に必要な費用を、運動場の利用予定者数で除して得た額を限度として、受託者が定める。</p> <p>3 略</p> <p>(管理の委託) 第二十三条 知事は、港湾施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、その管理を地方公共団体又は公共的団体に委託することができる。</p>
<p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる業務</p> <p>二 知事が定める緑地の利用に関する業務</p> <p>一 知事が定める緑地の運営に関する業務</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>2 前項の利用料金は、知事が定める緑地の維持及び管理に必要な費用を、運動場の利用予定者数で除して得た額を限度として、受託者が定める。</p> <p>3 略</p> <p>(指定管理者) 第二十三条 知事は、知事が定める緑地の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p>	<p>場」という。)を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた者が使用の目的その他規則で定める事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用料金) 第十条 運動場を利用する者は、利用の際、第二十三条の規定により管理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に利用料金を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金は、緑地の維持及び管理に必要な費用を、運動場の利用予定者数で除して得た額を限度として、受託者が定める。</p> <p>3 略</p> <p>(管理の委託) 第二十三条 知事は、港湾施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、その管理を地方公共団体又は公共的団体に委託することができる。</p>

る者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。

4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

第三十条(佐賀県港湾管理条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

改正前

(使用の許可等)

第三条 別表第一に掲げる港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた者が使用の目的その他規則で定める事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用の許可等)

第三条 別表第一に掲げる港湾施設及び港湾施設のうち知事が定める部分(以下「知事が定める緑地」という。)のうち運動の用に供する部分として知事が定める部分(以下「運動場」という。)を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた者が使用の目的その他規則で定める事項を変更しようとするときも、同様とする。

2~4 略

(使用料等)

第四条 前条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第一の規定により算定した額の使用料(貯木場の一月未満の使用に係る使用料にあつては日割りをもつて算定した額の使用料、港湾施設用地の使用のうち消費税法(昭和六十三年法律第八八号)第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のもの)に係る使用料にあつては日割りをもつて算定した額に一・〇五を乗じて得た額の使用料)を納付しなければならない。

2~4 略

(使用料等)

第四条 前条第一項の許可(運動場に係る許可を除く。)を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第一の規定により算定した額の使用料(貯木場の一月未満の使用に係る使用料にあつては日割りをもつて算定した額の使用料、港湾施設用地の使用のうち消費税法(昭和六十三年法律第八八号)第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のもの)に係る使用料にあつては日割りをもつて算定した額に一・〇五を乗じて得た額の使用料)を納付しなければならない。

2~6 略

(利用料金)

第十条 港湾施設のうち知事が定める部分(以下「知事が定める緑地」という。)のうち運動の用に供する部分として知事が定める部分(以下「運動場」という。)を利用する者は、利用の際、第二十三条第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)に利用料金を納入しなければならない。

2~6 略

(利用料金)

第十条 運動場を利用する者は、利用の際、管理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に利用料金を納入しなければならない。

2 前項の利用料金は、知事が定める緑地の維持及び管理に必要な費用を、運動場の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。

2 前項の利用料金は、知事が定める緑地の維持及び管理に必要な費用を、運動場の利用予定者数で除して得た額を限度として、受託者が定める。

3 受託者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。

(利用料金の減免)

第十一条 指定管理者は、公用、公共用又は公益の用に供する場合で特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の減免)

第十一条 受託者は、公用、公共用又は公益の用に供する場合で特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者)

第二十三条 知事は、知事が別に定める緑地の管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 略

3 指定管理者の指定の手続は、規則で定める。

4 略

(指定管理者)

第二十三条 知事は、知事が別に定める緑地の管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 略

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。

4 略

第三十一条(佐賀県人工海浜公園条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

改正前

第四条 略

(指定管理者)

第五条 知事は、海浜公園の管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 海浜公園の運営に関する業務
- 二 海浜公園の利用に関する業務
- 三 海浜公園の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。

4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

第五条 略

(管理の委託)

第六条 知事は、海浜公園の管理を地方公共団体又は公共的団体に委託することができる。

(利用料金)

第四条 海浜公園の施設を利用する者は、利用の際、第六条の規定により管理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に利用料金を納入しなければならない。

2 前項の利用料金は、海浜公園の維持及び管理に必要な費用を施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、受託者が定める。

3 受託者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。

(利用料金)

第六条 海浜公園の施設を利用する者は、利用の際、管理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に利用料金を納入しなければならない。

2 前項の利用料金は、海浜公園の維持及び管理に必要な費用を、施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、受託者が定める。

3 受託者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。

(補則)

第七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(補則)

第七条 この条例に定めるもののほか、海浜公園の管理に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

改正後

改正前

(利用料金)

第六条 海浜公園の施設を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。

2 前項の利用料金は、海浜公園の維持及び管理に必要な費用を、施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。

(利用料金)

第六条 海浜公園の施設を利用する者は、利用の際、管理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に利用料金を納入しなければならない。

2 前項の利用料金は、海浜公園の維持及び管理に必要な費用を、施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、受託者が定める。

3 受託者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。

第三十二条(佐賀県人工海浜公園条例の一部改正)に係る新旧対照表

第三十三条(佐賀県少年自然の家設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(指定管理者)</p> <p>第三条 佐賀県教育委員会は、少年自然の家の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 少年自然の家の運営に関する業務</p> <p>二 少年自然の家の施設の利用に関する業務</p> <p>三 少年自然の家の施設の維持及び管理に関する業務</p> <p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、教育委員会規則で定める。</p> <p>4 指定管理者は、教育委員会規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>	<p>(管理の委託)</p> <p>第三条 知事は、公共的団体に対し、少年自然の家の管理を委託することができる。</p>

第三十四条(佐賀県立宇宙科学館条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(指定管理者)</p> <p>第八条 佐賀県教育委員会は、科学館の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p>	<p>(管理の委託)</p> <p>第八条 知事は、公共的団体に対し、科学館の管理を委託することができる。</p>

改正後	改正前
<p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 科学館の運営に関する業務</p> <p>二 科学館の施設の利用に関する業務</p> <p>三 科学館の施設の維持及び管理に関する業務</p> <p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、教育委員会規則で定める。</p> <p>4 指定管理者は、教育委員会規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</p>	<p>(使用料の種類)</p> <p>第三条 使用料の種類は、入館料及びプラネタリウム観覧料とする。</p>

第三十五条(佐賀県立宇宙科学館条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(指定管理者)</p> <p>第三条 佐賀県教育委員会は、科学館の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 科学館の運営に関する業務</p> <p>二 科学館の施設の利用に関する業務</p> <p>三 科学館の施設の維持及び管理に関する業務</p> <p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、教育委員会規則で定める。</p> <p>4 指定管理者は、教育委員会規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</p>	<p>(使用料の種類)</p> <p>第三条 使用料の種類は、入館料及びプラネタリウム観覧料とする。</p>

(利用料金)

第四条 科学館の施設を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。

2 前項の利用料金は、科学館の施設の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、佐賀県教育委員会との承認を得なければならない。

(入館料)

第四条 科学館に入館し、科学館に展示されている資料の観覧等をしようとする者は、別表第一に掲げる額の普通入館料を入館の際に納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、別表第一に掲げる額の定期入館料を納入した者は、納入の日から一年間に限り、規則で定めるところにより交付する定期入館券を提示して科学館に入館し、科学館に展示されている資料の観覧等をすることができる。

(プラネタリウム観覧料)

第五条 プラネタリウムの投影を観覧しようとする者は、前条に規定する入館料のほか、別表第二に掲げる額のプラネタリウム観覧料を観覧の際に納入しなければならない。

(使用料の減免)

第六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館料及びプラネタリウム観覧料を免除することができる。

- 一 障害者及びその介護者
- 二 科学館に資料を寄贈し、又は寄託している者
- 三 前二号に掲げる者のほか、知事が特に必要と認める者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入館料又はプラ

ネタリウム観覧料の一部を減額することができる。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する県内の小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の児童、生徒及び園児が、学校行事として科学館に入館し、又はプラネタリウムの投影を観覧する場合
- 二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条に規定する県内の保育所の幼児が、保育所の行事として科学館に入館し、又はプラネタリウムの投影を観覧する場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認める場合

(使用料の還付)

第七条 既納の使用料は、還付しない。ただし、観覧等をしようとする者の責めによらないで観覧等を行うことができなくなった場合は、使用料の全部又は一部を還付する。

(指定管理者)

第八条 佐賀県教育委員会は、科学館の管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 科学館の運営に関する業務
- 二 科学館の施設の利用に関する業務
- 三 科学館の施設の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の

(補則)
第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

4 指定管理者は、教育委員会規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

(補則)
第九条 この条例に定めるもののほか、科学館の管理に関し必要な事項のうち、使用料に関する事項については規則で、その他の事項については教育委員会規則で定める。

別表第一(第四条関係)
 入館料

区分	普通入館料 (一人につき)		定期入館料 (一人につき)
	個人	団体	個人
大人	円 五〇〇	円 四〇〇	円 二、五〇〇
高等学校生徒	円 三〇〇	円 二四〇	円 一、五〇〇
中学生	円 二〇〇	円 一六〇	円 一、〇〇〇
徒及び小学校児童	円	円	
園児、幼児等	円 一〇〇	円 八〇	円 五〇

注 一 団体とは、二十人以上の集団をいう。

二 園児、幼児等とは、就学前の者で満四歳以上のものをいう。

三 大人とは、高等学校生徒、中学生、徒及び小学校児童並びに園児、幼児等以外の者(満四歳未満の者を除く。)をいう。

別表第二(第五条関係)

第三十六条(市村記念体育館設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後
 (指定管理者)
第三条 佐賀県教育委員会は、体育館の管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

一 体育館の運営に関する業務
 二 体育館の施設の利用に関する業務
 三 体育館の施設の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる業務

改正前
 (管理の委託)
第三条 知事は、体育館の管理をスポーツの振興を図ることを目的とする公共的団体に委託することができる。

プラネタリウム観覧料

区分	プラネタリウム観覧料 (一人一回につき)	
	個人	団体
大人	円 五〇〇	円 四〇〇
高等学校生徒	円 三〇〇	円 二四〇
中学生	円 二〇〇	円 一六〇
徒及び小学校児童		
園児、幼児等	円 一〇〇	円 八〇

注 一 団体とは、二十人以上の集団をいう。

二 園児、幼児等とは、就学前の者で満四歳以上のものをいう。

三 大人とは、高等学校生徒、中学生、徒及び小学校児童並びに園児、幼児等以外の者(満四歳未満の者を除く。)をいう。

<p>第九條 (補則) この条例に定めるもののほか、</p> <p>4 指定管理者は、教育委員会規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</p> <p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、教育委員会規則で定める。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。 一 運動場の運営に関する業務 二 運動場の利用に関する業務 三 運動場の維持及び管理に関する業務</p> <p>第八條 (指定管理者) 佐賀県教育委員会は、運動場の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p>	<p>改正後</p> <p>第三十七條 (佐賀県総合運動場条例の一部改正)に係る新旧対照表</p>	<p>この条例の施行に必要事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>4 指定管理者は、教育委員会規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</p> <p>第四條 (補則) この条例に定めるもののほか、 この条例の施行に必要事項は、教育委員会規則で定める。</p>
<p>第九條 (補則) この条例に定めるもののほか、</p>	<p>改正前</p> <p>第八條 (管理の委託) 知事は、運動場の管理をスポーツの振興を図ることを目的とする公共的団体に委託することができる。</p>	<p>第四條 (補則) この条例に定めるもののほか、 体育館の管理に関し必要な事項は、佐賀県教育委員会が別に定める。</p>
<p>第十條 (補則) この条例に定めるもののほか、 この条例の施行に必要事項のうち、使用料に関する事項については規則で、その他の事項については教育委員会規則で定める。</p> <p>第九條 (指定管理者) 佐賀県教育委員会は、体育館の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。 一 体育館の運営に関する業務 二 体育館の利用に関する業務 三 体育館の維持及び管理に関する業務</p> <p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、教育委員会規則で定める。</p> <p>4 指定管理者は、教育委員会規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</p> <p>第十條 (補則) この条例に定めるもののほか、 この条例の施行に必要事項のうち、使用料に関する事項については規則で、その他の事項については教育委員会規則で定める。</p> <p>第三十九條 (佐賀県ヨットハーバー条例の一部改正)に係る新旧対照表</p>	<p>改正前</p> <p>第九條 (管理の委託) 知事は、体育館の管理をスポーツの振興を図ることを目的とする公共的団体に委託することができる。</p>	<p>この条例の施行に必要事項のうち、使用料に関する事項については規則で、その他の事項については教育委員会規則で定める。</p> <p>運動場の管理に関し必要な事項のうち、使用料に関する事項については知事が、その他の事項については佐賀県教育委員会が、それぞれ別に定める。</p> <p>第三十八條 (佐賀県総合体育館条例の一部改正)に係る新旧対照表</p>

改正後

(指定管理者)

第六条 佐賀県教育委員会は、ヨットハーバーの管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。
一 ヨットハーバーの運営に関する業務

二 ヨットハーバーの施設の利用に関する業務
三 ヨットハーバーの施設の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、教育委員会規則で定める。

4 指定管理者は、教育委員会規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

(補則)

第七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項のうち、使用料に関する事項については規則で、その他の事項については教育委員会規則で定める。

改正前

(管理の委託)

第六条 知事は、ヨットハーバーの管理を地方公共団体又はスポーツの振興を図ることを目的とする公共的団体に委託することができる。

(補則)

第七条 この条例に定めるもののほか、ヨットハーバーの管理に関し必要な事項のうち、使用料に関する事項については知事が、その他の事項については佐賀県教育委員会がそれぞれ別に定める。

●佐賀県条例第十六号

佐賀県長期継続契約に関する条例

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の十七に規定する条例で定めるものは、次に掲げる契約とする。

- 一 電子計算機等の物品を借り入れるための契約
- 二 警備業務等の庁舎管理に関する契約
- 三 情報システム、検査機器等の監視及び保守に関する契約
- 四 その他商慣習上複数年にわたることが一般的な契約のうち、知事が特に認めるもの

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成十七年度分の契約から適用する。

佐賀県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第十七号

佐賀県特別会計設置条例の一部を改正する条例

佐賀県特別会計設置条例(昭和三十九年佐賀県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

十三 佐賀県公債管理特別会計 佐賀県公債費及び県債管理基金管理事業

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(佐賀県債管理基金条例の一部改正)

2 佐賀県債管理基金条例(昭和五十五年佐賀県条例第六号)の一部を次の

佐賀県長期継続契約に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

ように改正する。

第四条中「一般会計」の下に「又は佐賀県公債管理特別会計の」を加える。

参考資料

佐賀県特別会計設置条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百九条第二項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業を行うために設置する。</p> <p>一〜十二 略</p> <p>十三 佐賀県公債管理特別会計</p> <p>佐賀県公債及び県債管理基金管理事業</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百九条第二項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業を行うために設置する。</p> <p>一〜十二 略</p>

附則第二項(佐賀県債管理基金条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(運用益金の処理)</p> <p>第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計又は佐賀県公債管理特別会計の歳入歳出予算に計上し、この基金に編入するものとする。</p>	<p>(運用益金の処理)</p> <p>第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に編入するものとする。</p>

佐賀県土地開発基金条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第十八号

佐賀県土地開発基金条例等の一部を改正する条例

(佐賀県土地開発基金条例の一部改正)

第一条 佐賀県土地開発基金条例(昭和四十四年佐賀県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「繰り替えて運用する」を「繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用する」に改める。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(処分)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、第二条第二項の規定により追加して積み立てた額に相当する額の範囲内で基金の一部を処分することができる。

2 前項の規定による処分が行われたときは、基金の額は処分額相当額減少するものとする。

(佐賀県文化振興基金条例の一部改正)

第二条 佐賀県文化振興基金条例(昭和五十七年佐賀県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「繰り替えて運用する」を「繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用する」に改める。

第六条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、財政上必要があると認めるときは、基金の一部を処分することができる。

(佐賀県大規模施設整備基金条例の一部改正)

第三条 佐賀県大規模施設整備基金条例(平成元年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「建築等」を「整備等」に改め、「経費」の下に「(当該経費に充当した県債の償還費を含む。以下同じ。)」を加える。